

「岩手県物産観光PRレセプション in ニューヨーク(仮称)」企画運営等業務

業務仕様書

令和 6 年 10 月

岩 手 県

「岩手県物産観光PRレセプション in ニューヨーク（仮称）」企画運営等業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「発注者」という。）が実施する「「岩手県物産観光PRレセプション in ニューヨーク（仮称）」企画運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、発注者が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

「岩手県物産観光PRレセプション in ニューヨーク（仮称）」企画運営等業務

2 業務目的

本県における農林水産物、日本酒を含む加工食品の重点市場である米国において、現地の食品・流通関連事業者等を対象に、「岩手県物産観光PRレセプション in ニューヨーク（仮称）」を開催し、県産品の輸出促進及び岩手県への誘客促進を図るもの。

《イベント概要》

場 所	米国ニューヨーク市内
期 間	2025 年 1 月 27 日（月） ※2 時間程度を想定
規 模	食品・流通関連事業者、旅行事業者、報道関係者、岩手県人会等、60 名程度を想定
内 容	岩手県産品や観光地など、本県の魅力を PR するレセプションの開催

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 7 日（金）まで

4 委託業務の内容

発注者と協議・調整を図りながら、「岩手県物産観光PRレセプション in ニューヨーク（仮称）」の開催に係る以下の企画・運営等に係る業務一式を行うこと。

（1）レセプション開催に向けての企画・調整

「岩手県物産観光PRレセプション in ニューヨーク（仮称）」の開催に係る会場選定・手配・企画・調整を行うこと。

（2）集客調整

レセプションに招へいする食品・流通関連事業者、旅行事業者、報道関係者、岩手県人会等、60 名程度の集客に係る諸業務を行うこと。

（3）参加者への料理の手配・提供

参加者に提供するメニューを企画・手配し、提供すること。なお、主な食材については、発注者において選定し、現地小売店に発注することとしていることから、その経費の支出を行うこと。よって、提案に当たっては、食材経費を 1,000,000 円として計上すること（支払いは円建てで、日本国内の関係企業への支出を想定）。

主な食材については、次のものを想定。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ いわて牛 ・ 岩手県産米（銀河のしずく） ・ 凍結うに ・ 醤油いくら ・ わかめ ・ 蒸し真蛸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 麺類（盛岡冷麺、わんこそば等） ・ 県産調味料（醤油、つゆ等） ・ お菓子類 ・ 清酒 |
|---|--|
- ※ 全ての食材は岩手県産品であること。

なお、メニューの企画・提供に当たり、その他の食材の追加・使用をさまたげない。

（４）会場までの食材搬入

（３）の食材を、ニュージャージー州エッジウォーター町内の小売店から会場まで搬入すること。

（５）当日の運営・管理

ア スタッフ手配

イ セレモニーに必要なとなる什器及びオーディオ&ビジュアル機器の調達・設置

ウ 備品及び消耗品の調達・設置（食器類、カトラリー、テーブル等）

（６）県PRに係る備品等の輸送

パンフレット類等の販促グッズを岩手県から事前に会場へ輸送すること（15キロ程度を想定）。

（７）その他

その他必要な事項は、発注者と協議のうえ、実施すること。

（８）事業実績報告書等の作成

委託期間の満了日までに、本業務の実績を取りまとめ、以下のものを発注者に提出すること。

- ・ 事業実績報告書（紙媒体）２部
（印刷物等の成果物、実施の様子の写真等を添付すること。）
- ・ 事業実績報告書及び提案書記載の業務を実施したことが分かる（記録写真など）電子データを保存した電子媒体（CD-R 等）２部

（９）その他自由提案

上記のほか、実施効果を高めるための有効な方策等があれば提案すること。なお、自由提案の実施に要する経費も、「企画コンペ実施要領」で定める委託料の上限額の範囲内とすること。

５ 契約に関する条件等

（１）再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

（２）第三者の権利侵害の禁止

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。

また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(3) 業務の履行に関する措置

発注者は、本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に発注者に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとするほか、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(7) 財産取得の制限

本業務の委託費によって、備品等（性質又は形状を変えことなく比較的長期（概ね 1 年以上）にわたり通常の使用に耐えると認められる物で、特に指定するものを除き、その取得価格又は評価額が 3 万円以上の物）の財産を取得することは原則として認めない。

(8) 留意事項

ア 受託者は、委託業務に係る企画立案、進捗状況等について、発注者の求めに応じて適宜打合せを行うこと。

イ 受託者は、委託業務の実施に当たり疑義が生じたときは、その都度県と協議すること。

ウ 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、原作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うこと。

エ 受託者は、成果物に関する一切の著作権に関する権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を発注者に無償で譲渡することとし、発注者の行為について著作者人格権を行使しないこと。

オ 受託者は、発注者が成果物を契約期間内に活用する場合及び同期間内に発注者が認めた上で二次利用する場合に、肖像権等による新たな費用が発生しないよう措置すること。

カ その他定めのない事項については、その都度発注者と協議の上、処理するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第 10 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、) 直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する) ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第 11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある) ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

((※①仮名加工情報②行政機関等匿名加工情報③匿名加工情報)の安全管理措置)

第 16 第 1 から第 5 まで及び第 7 から第 15 までの規定は、(※①個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報②個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 121 条第 1 項に規定する行政機関等匿名加工情報③個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 123 条第 1 項に規定する匿名加工情報)を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第 17 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（仮名加工情報の本人への連絡等の禁止）

第 18 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

（行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止）

第 19 受注者は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（匿名加工情報の識別行為の禁止）

第 20 受注者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。